

『銀行業務検定試験 税務4級問題解説集 2024年度受験用』  
C B T 受験者用追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2024年度受験用の問題解説集をお持ちの方が、2025年6月1日以降に銀行業務検定試験「C B T 税務4級」を受験する際の一助となるよう、2025年度の税制改正のポイントについて、お知らせするものです。C B T 税務4級は2025年4月1日現在において施行されている内容に基づき出題されます。改正された各規定の適用時期について留意してください。

## 記

## 【所得税分野】

## ●基礎控除の引上げ

合計所得金額が2,350万円以下である者の基礎控除額が、48万円から58万円に引き上げられた。また、所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せする「基礎控除の特例」が創設された。

## ●基礎控除の引上げに伴う措置

上記「基礎控除の引上げ」に伴い、配偶者控除における同一生計配偶者、および扶養控除における扶養親族の合計所得金額要件が、48万円以下から58万円以下に引き上げられた。そのほか、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除についても同様の引上げが行われ、配偶者特別控除については48万円超～133万円以下から58万円超～133万円以下に、勤労学生控除については75万円以下から85万円以下に引上げが行われた。

## ●給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円とされた。

## ●特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者および青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から所定の控除額を控除する。

**【法人税分野】**

● 中小法人等の軽減税率の特例の延長等

中小法人等の法人税の軽減税率の特例について、所得の金額が年 10 億円を超える事業年度の軽減税率が 17%に引き上げられる(2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用)等の見直しが行われたうえで、適用期限が 2 年延長された。

以上